



# 金沢市公報

第3195号

令和7年(2025年)10月14日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

## ◎ 目 次

ページ

## ●告 示

○狂犬病予防業務関係手数料の徴収事務の委託について	(地域保健課)	1
○市道の区域の変更について	(道路管理課)	1
○道路の供用の開始について	( )	2

## ●公 告

○農業経営基盤強化促進法の規定に基づく地域計画を変更したことについて(農業水産振興課)	2
---	---

## ●監査公表

○監査公表(第16号)	(監査事務局)	2
○監査公表(第17号)	( )	4
○監査公表(第18号)	( )	4

---

告 示

---

## ●金沢市告示第291号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により狂犬病予防業務関係手数料の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)第53条第3項の規定により告示します。

令和7年10月14日

金沢市長 村 山 卓

1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
公益社団法人石川県獣医師会	金沢市才田町戊324番地3	令和6年4月1日	令和7年4月1日

2 委託した公金事務に係る歳入

- (1) 犬の登録手数料
- (2) 狂犬病予防注射済票交付手数料

3 委託した期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## ●金沢市告示第292号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和7年10月14日から同月28日まで一般の縦覧に供します。

令和7年10月14日

金沢市長 村 山 卓

道路の種類	路 線 名	区 間	新旧の別	幅員(ｍ)	延長(ｍ)
一般	犀川 16号	樺見町ラ 2番 28 先から	旧	3.0～4.0	52.0
	樺見町線 1号	樺見町ラ 2番 29 先まで	新	4.0～5.8	52.0

## ●金沢市告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和7年10月14日から同月28日まで一般の縦覧に供します。

令和7年10月14日

金沢市長 村山 卓

路線名	区間	供用開始日
犀川16号 樺見町線1号	樺見町ラ2番28先から 樺見町ラ2番29先まで	令和7年10月14日

---

公 告

---

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により地域計画を変更したので、同条第8項の規定により公告します。

なお、当該地域計画を金沢市農林水産局農業水産振興課において縦覧に供します。

令和7年10月14日

金沢市長 村山 卓

---

監査公表

---

## ●金沢市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した工事監査の結果を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該結果に関する報告を公表します。

令和7年10月14日

金沢市監査委員	加藤 弘行
金沢市監査委員	中村 哲郎
金沢市監査委員	高村 佳伸
金沢市監査委員	森 一敏

## 1 監査対象及び監査期間

番号	対象課	対象工事名	契約金額	工事期間	監査期間
1	下水道整備課	令和5年度 大額下水道伏越室改築工事 〔金沢市額乙丸町地内〕	147,950,000	R 6. 3. 7～ R 7. 2.14	R 6. 5.14～ R 7. 4.28
2	下水道整備課	西部緑道地下貯留施設設置工事 〔金沢市直江南2丁目地内〕	166,183,600	R 6. 3.28～ R 7. 2.28	R 6. 5.14～ R 7. 4.28
3	住宅政策課	緑住宅建設工事第5期（建築工事） 〔金沢市みどり1丁目地内〕	907,500,000	R 5. 6.30～ R 7. 1.31	R 5. 8. 8～ R 7. 4.28
4	住宅政策課	緑住宅建設工事第5期（電気設備工事） 〔金沢市みどり1丁目地内〕	91,762,000	R 5. 7.24～ R 7. 1.31	R 5. 9. 5～ R 7. 4.28
5	住宅政策課	緑住宅建設工事第5期（給排水衛生設備工事）〔金沢市みどり1丁目地内〕	93,300,020	R 5. 7.19～ R 7. 1.31	R 5. 9. 5～ R 7. 4.28
6	教育総務課	金沢市立兼六小学校校舎移転整備工事 （建築工事）〔金沢市小将町1番15号〕	776,920,100	R 6. 3.15～ R 7. 2.28	R 6. 5.14～ R 7. 5.29

7	教育総務課	金沢市立兼六小学校校舎移転整備工事 (電気設備工事)〔金沢市小将町1番15号〕	241,670,000	R 6. 3.15～ R 7. 2.28	R 6. 5.14～ R 7. 5.29
8	教育総務課	金沢市立兼六小学校校舎移転整備工事 (給排水衛生設備工事)〔金沢市小将町1番15号〕	175,160,700	R 6. 3.29～ R 7. 2.28	R 6. 5.14～ R 7. 5.29
9	教育総務課	金沢市立兼六小学校校舎移転整備工事 (空調設備工事)〔金沢市小将町1番15号〕	75,521,600	R 6. 4. 1～ R 7. 2.28	R 6. 5.14～ R 7. 5.29
10	教育総務課	金沢市立兼六小学校屋内運動場移転整備工事(建築工事)〔金沢市小将町1番15号〕	198,107,800	R 6. 3.26～ R 7. 2.28	R 6. 5.14～ R 7. 5.29
11	水処理課	令和4年度 城北水質管理センター高圧配電設備更新工事〔金沢市浅野本町地内〕	598,269,100	R 5. 2. 2～ R 7. 3.17	R 5. 4. 7～ R 7. 5.29
12	道路管理課	保古橋P1橋脚基礎部耐震補強工事〔金沢市保古3丁目ほか1町地内〕	103,645,300	R 6. 7.18～ R 7. 3.17	R 6. 9. 5～ R 7. 6.30
13	ごみ減量推進課	西部環境エネルギーセンター1号1次過熱器管災害復旧工事〔金沢市東力町ハ3番地1〕	176,000,000	R 6. 7. 2～ R 7. 3.17	R 6. 9. 5～ R 7. 6.30
14	ごみ減量推進課	西部環境エネルギーセンターライブン発電機復旧工事〔金沢市東力町ハ3番地1〕	118,800,000	R 6. 7.31～ R 7. 3.17	R 6. 9. 5～ R 7. 6.30
15	水処理課	令和5年度 臨海水質管理センター3系反応タンク機械設備更新工事〔金沢市湊3丁目地内〕	180,070,000	R 6. 2. 2～ R 7. 3.17	R 6. 4. 9～ R 7. 6.30
16	水処理課	令和5年度 臨海水質管理センター3系反応タンク電気設備更新工事〔金沢市湊3丁目地内〕	72,404,200	R 6. 2. 2～ R 7. 3.17	R 6. 4. 9～ R 7. 6.30
17	企画調整課	小立野5丁目地内急傾斜地崩壊対策工事〔金沢市小立野5丁目地内〕	119,979,200	R 6. 7. 8～ R 7. 5.30	R 6. 9. 5～ R 7. 7.25
18	道路建設課	鈴見台中央第2緑地崩壊対策工事〔金沢市鈴見台4丁目ほか1町地内〕	109,744,800	R 6. 8.29～ R 7. 5.30	R 6. 10.10～ R 7. 7.25
19	教育総務課	金沢市南部共同調理場(仮称)新築工事(建築工事)〔金沢市泉本町6丁目地内〕	2,035,000,000	R 5. 9.15～ R 7. 5.29	R 5.11. 9～ R 7. 8.21
20	教育総務課	金沢市南部共同調理場(仮称)新築工事(電気設備工事)〔金沢市泉本町6丁目地内〕	344,930,586	R 5. 9.15～ R 7. 5.29	R 5.11. 9～ R 7. 8.21
21	教育総務課	金沢市南部共同調理場(仮称)新築工事(空調設備工事)〔金沢市泉本町6丁目地内〕	512,274,400	R 5. 9.15～ R 7. 5.29	R 5.11. 9～ R 7. 8.21
22	教育総務課	金沢市南部共同調理場(仮称)新築工事(給排水衛生設備工事)〔金沢市泉本町6丁目地内〕	269,192,000	R 5. 9.15～ R 7. 5.29	R 5.11. 9～ R 7. 8.21

## 2 監査を執行した監査委員

加藤弘行、中村哲郎、高村佳伸、森一敏、久保洋子、秋島太、前誠一、西尾昭浩、高誠、源野和清  
以下、監査委員の退任及び就任は、次のとおりである。

- ・久保洋子、秋島太は令和5年5月1日に退任し、代わって同月11日に前誠一、源野和清が就任した。
- ・前誠一は令和6年6月21日に退任し、代わって同月25日に高誠が就任した。
- ・西尾昭浩は令和7年3月31日に退任し、代わって同年4月1日に 加藤弘行が就任した。
- ・高誠、源野和清は令和7年6月20日に退任し、代わって同月24日に高村佳伸、森一敏が就任した。

### 3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を実地監査した。

### 4 監査の結果

工事の設計、施工及び事務手続については、適正に執行されていると認められた。

## ●金沢市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年10月14日

金沢市監査委員	加	藤	弘	行
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	高	村	佳	伸
金沢市監査委員	森		一	敏

### 1 財務事務等監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年9月4日
- (2) 措置を講じた局等 中央卸売市場事務局
- (3) 監査結果の公表年月日 令和7年3月21日（令和7年監査公表第4号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
消防用設備等定期点検について、点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。	指摘のあった消防用設備等定期点検時の不備については、修繕を行い、改善を確認した。 今後も適切な公有財産の管理に努めていく。

### 2 財産の管理等状況監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年9月11日
- (2) 措置を講じた局等 教育委員会教育総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和5年8月21日（令和5年監査公表第10号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
(1) 建築物の劣化点検について、次の施設において点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。	指摘のあった建築物の劣化点検時の不備については、修繕等を実施し、改善を確認した。 今後も適切な公有財産の管理に努めていく。
課名 教育総務課	監査対象箇所 緑小学校、扇台小学校

## ●金沢市監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年10月14日

金沢市監査委員	加	藤	弘	行
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	高	村	佳	伸
金沢市監査委員	森		一	敏

## 1 包括外部監査

## (その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年9月11日  
 (2) 措置を講じた局等 こども未来局子育て支援課  
 (3) 監査結果の公表年月日 令和6年5月13日(令和6年監査公表第8号)  
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
消滅時効完成を防ぐ措置の徹底 意見17(80ページ) 上席者による滞納者一覧の定期的なモニタリング等により、母子父子寡婦福祉資金貸付の滞納額を減らすよう注力する必要がある。	係長、貸付担当職員及び母子父子自立支援員による、月1回の滞納者のモニタリングを実施し、滞納者への対応について早期に協議できる体制を整え滞納額の減少を図った。
滞納となっている貸付金の整理促進 意見18(80ページ) 滞納件数及び滞納残高を減らすため、電話や訪問による償還指導の充実など債権回収の体制強化を検討する必要がある。	年2回の滞納強化月間に加え、毎月の滞納会議を活用し、担当者の個人的な判断に依らない定期的な電話催告を行い、収納率向上を図った。

## (その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年9月11日  
 (2) 措置を講じた局等 こども未来局子育て支援課  
 (3) 監査結果の公表年月日 令和7年4月11日(令和7年監査公表第8号)  
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
パスワードの記憶機能使用禁止の周知 意見26(103ページ) パスワード記憶機能自体を削除しようと改修費用がかかること、市外施設のIDが数百あり、市外施設ごとに機器の利用状況を確かめるのは非効率であり、現実的に困難であるとのことである。 そこで、次善策として、市外施設のIDについては、本人しか利用しない機器に限ってパスワードの記憶機能の使用を可能としているが、IDごとに機器の利用状況を確かめるのは非効率であり、現実的に困難であることから、「すまいるクーポン管理システムマニュアル」を改訂し、各市外施設に対し、今後はパスワード記憶機能を使用しないように周知する必要がある。	「すまいるクーポン管理システムマニュアル」を改訂し、各施設に対し、パスワード記憶機能を使用しないよう周知を行った。
保守管理業務に関する仕様書の記載 意見27(103ページ) 今後、「かなざわ子育てすまいるクーポン(電子版)保守管理業務委託 仕様書」にデータのバックアップの実施やその頻度について明記し、業務の範囲を明確にする必要がある。	令和7年度の契約から、「かなざわ子育てすまいるクーポン(電子版)保守管理業務委託 仕様書」にデータのバックアップの実施やその頻度について明記した。

## (その3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年9月11日
- (2) 措置を講じた局等 総務局広報戦略課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和7年4月11日(令和7年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>ID・パスワードの管理 指摘01(80ページ)</p> <p>所管課が各課において同一人が作成者IDと承認者IDを使用できないような対策が講じられているかどうかを把握し、市の公式ウェブサイトの更新に係る権限分掌が適切に行われているかどうかを把握する必要がある。加えて、初期パスワードは平易なものとなっていることから、パスワードの更新状況を把握し、権限を付与されない者によるアクセスが容易になっているかどうかを把握する必要がある。</p>	<p>同一人が作成者IDと承認者IDを使用することがないよう承認者IDのパスワードの設定・管理は原則補佐級程度の職員により行うこととし、初期パスワードから変更していない課所について改めさせた。</p>
<p>標準QAの見直し 意見16(77ページ)</p> <p>標準QAは、監査時点での用意されており、そのうち、「使用しない」というフラグに「○」がついている回答データは465、「対象外」というキーワードで抽出された回答データが713ある。「使用しない」や「対象外」となっている回答データは、AI活用行政情報自動案内システムにおいて市民からの質問に対して回答を行わないデータである。「使用しない」や「対象外」となっている回答データについて、設定当初から見直しが行われていない可能性もあるため、各QA内容の見直しを実施するよう働きかけを行っていく必要がある。</p>	<p>当該システムを利用する各課所に対し、それぞれが所管するQAについて、適切な回答設定となっているかを改めて見直すよう、周知を行った。</p>
<p>質問ログに基づく回答カテゴリの分析 意見17(77ページ)</p> <p>質問ログは令和6年3月のもので合計21,101あり、表計算ソフトウェアのフィルタ機能により集計したところ、回答カテゴリがあるものは18,541である。質問ログに基づく回答カテゴリの分析を行い、市民からのニーズを適切に把握することで、回答内容を更新する際の優先順位を設定し、AIの活用による行政情報の自動案内を市民にとって、より有効なものとしていく必要がある。</p>	<p>質問ログの回答カテゴリの集計を行い、市民からのニーズを把握し、標準QAの回答内容の更新や独自QAの追加等の参考としてもらうため、当該システムを利用する各課所へ共有しQAの修正に繋がった。</p>
<p>クラウド型市公式ホームページ管理システムの監視項目と報告項目の関係 意見18(81ページ)</p> <p>「クラウド型市公式ホームページ管理システム運用保守業務委託仕様書」における監視項目と「サービス運用報告書」の報告項目を比較検討し、サーバへの負荷や不正侵入検知など、不足すると考えられる報告項目について</p>	<p>これまでの報告に加え、サーバへの負荷や不正侵入検知などの異常があった際は、詳細を書面で提出することを仕様書に明記して、委託先に求める運用に改めた。</p>

て、今後、「サービス運用報告書」に記載するよう、委託先に求める必要がある。

## (その4)

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年9月11日  
 (2) 措置を講じた局等 総務局市民税課  
 (3) 監査結果の公表年月日 令和7年4月11日（令和7年監査公表第8号）  
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>宿泊税の電子申告の周知          意見22（96ページ）</p> <p>金沢市電子申請サービスによる電子申告は納入手続ができない一方で、eLTAXによる電子申告では納入手続も対応可能となっていることから、市のウェブサイトにおいて、eLTAXによる電子申告を周知している。市のウェブサイトにおいて、eLTAXにおける宿泊税等の手続に係る特設ページのリンクが張られているが、書面による宿泊税の申告・納入を行ってきた特別徴収義務者のすべてが、特設ページを閲覧しただけで、電子申告に習熟できるとは限られないと考えられる。eLTAXによる電子申告を周知するに当たっては、各事業者が電子申告のメリットを理解して選択できるように工夫する必要がある。</p>	各事業者が電子申告のメリットを理解して選択できるよう、金沢市公式ホームページに宿泊税に係る電子申告の種類やその特徴に関する記載を追加するなどの改訂を行った。
<p>宿泊税関係書類の一括送付          意見23（97ページ）</p> <p>特別徴収義務者に意思確認を行い、宿泊税関係書類の送付が不要な者については、宿泊税関係書類の出力の対象から除外する等して、宿泊税関係書類に関する費用の削減に努める必要がある。</p>	宿泊税関係書類に関する費用の削減を図るため、令和7年3月21日に特別徴収義務者あて発送した令和7年度宿泊税納入申告書等において、eLTAXによる電子申告・電子納入を行っている特別徴収義務者に対しては、令和8年度分から申告書等の送付を取り止める旨の案内を行った。
<p>宿泊税の実地調査手法          意見25（98ページ）</p> <p>宿泊税は、原則として宿泊数に応じて課されることから、特別徴収義務者が記録している宿泊数を正確に把握する必要がある。そこで、宿泊料金等に宿泊数を掛けた数値と、特別徴収義務者が宿泊料金等による売上高として記帳している金額との整合性を確かめるといった計算を行う等して、宿泊数の申告漏れがないかどうかを調査項目として設ける必要がある。</p>	令和7年4月1日付で、金沢市宿泊税事務処理要領を改訂し、第4章2の調査項目に「帳簿の閲覧・申告内容の照合等」を追加した。また、同年6月24日からは、改訂後の要領に基づく実地調査を開始し、宿泊数の申告漏れの確認など帳簿と申告内容の照合を行っている。

## (その5)

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年9月11日  
 (2) 措置を講じた局等 総務局納税課  
 (3) 監査結果の公表年月日 令和7年4月11日（令和7年監査公表第8号）  
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>実施手順の改正 意見21（91ページ） 「古いパスワードの再使用又は循環しての使用をしないこと。」という規定は、パスワードの変更を前提とした規定であるが、監査時点において内閣サイバーセキュリティセンターが公表する「インターネットの安全・安心ハンドブック」においては、「パスワードの定期変更是基本は必要なし。ただし流出時は速やかに変更する。」とされている。市税滞納管理システムにおいても、パスワードの定期的な変更是求めていない。したがって、市税滞納管理システムの実施手順を、現行の運用に即した内容に改正する必要がある。</p>	令和7年3月に「市税滞納管理システムに係る情報セキュリティ確保のための実施手順」を改訂し、パスワードの再使用又は循環しての使用を禁じる規定を削除した。
<p>宿泊税に係る延滞金の徴収 意見24（97ページ） 市は宿泊税について、法定外目的税である宿泊税は全国で導入している地方公共団体の数が少なく、新規で開業する宿泊事業者も多いため、制度の定着が十分でないと考えている。加えて、制度を理解していないことによる申告漏れや、税率区分誤り等による過少申告等が生じている可能性があり、制裁的な性格を有する加算金を課す前に、まずは制度の十分な周知が先決と考えていることである。 加算金については制度の十分な周知が先決という市の見解が理解できない訳ではないが、少なくとも延滞金の対象となる納税の遅延については、その理由に税目は関係なく、税負担の公平性の観点からも延滞金の徴収を徹底すべきである。</p>	宿泊税に係る延滞金については、他の税目と区別することなく、これまでのものも含めて催告及び徴収を行うこととした。

(その6)

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年9月11日  
 (2) 措置を講じた局等 市民局市民協働推進課  
 (3) 監査結果の公表年月日 令和7年4月11日（令和7年監査公表第8号）  
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>地域活動発信アプリ（結ネット等）に関する補助対象経費の範囲 意見05（46ページ） 各町会連合会からの実績報告書を閲覧したところ、アプリの年間使用料だけの事例もあれば、保守費や導入サポート費なども含めている事例もあり、町会連合会により補助申請の内容がまちまちであった。 地域コミュニティICT活用促進事業費補助実施要項に記載された補助対象経費の例だけではわかりにくいことから、各町会連合会が補助対象経費を漏れなく申請できるよう、補助実績を踏まえて具体例を増やしていく必要</p>	これまで導入予定の町会連合会に対しては直接補助対象経費について説明してきたところであるが、各町会連合会が漏れなく補助対象経費を申請できるよう、令和7年度地域コミュニティICT活用促進事業費補助実施要項の補助対象経費にシステム保守費などの補助実績を踏まえた具体例を追加した。

がある。	
------	--

(その7)

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年9月12日  
 (2) 措置を講じた局等 文化スポーツ局文化政策課  
 (3) 監査結果の公表年月日 令和7年4月11日(令和7年監査公表第8号)  
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>KPIの補完的分析  <b>意見01(42ページ)</b>            ビュー数だけでは、同一の訪問者が複数回アクセスした場合でも増加することから、訪問者の増減が不明確である。コンテンツの追加に伴い、ビュー数の増加が見込まれるが、コンテンツの増加が、ビュー数の増加にどの程度有効であったのか不明確である。そこで、補完的にユニークユーザー数を把握した上で、ビュー数と訪問者数の相関関係も含めて分析する必要がある。</p> <p>金沢ミュージアムプラス運営事業を委託した効果の明確化  <b>意見07(49ページ)</b>            金沢ミュージアムプラス運営事業について、委員長及び委員に相談した事項を整理することによって、ミュージアム委員会に委託した効果を明確にしておき、今後の事業管理に活かす必要がある。</p>	<p>ビュー数の把握については、アクセス解析ツールを活用してユニークユーザー数を併せて把握することとした上で、コンテンツの増加がビュー数に与える影響について、ユニークユーザー数との相関関係も含めたデータ分析を行う見直しを行った。</p> <p>運営委員会等において、各委員に相談した事項を議事録として整理し、今後の事業管理に適切に反映するよう見直しを行った。</p>

令和7年(2025年)10月14日 発行 発行人  
発行所  
編集 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地

金沢市  
金沢市役所  
(株)共栄